

必ずお読みください！

窓口の混雑の緩和等のために、平成30年4月1日以降の免税軽油使用者証および免税証の交付については下記のとおりとさせていただきます。

○ 申請から受取までの流れ

申請から受取までに1週間程度の時間を設けることとさせていただきます。

使用者のみなさまには、申請と受取の際に2回来所していただく必要があります。ご不便をおかけしますので、新たに郵送による申請受付をさせてもらうこととしました。

このため、免税軽油を使用するのに必要な時期を考慮し、余裕を持った期間を見込んだうえで、なるべくお早めの手続きをお願いします。

(1) 来所して申請を行う場合

- ① 免税軽油使用者証および免税証の申請（来所）
- ② 『受付カード』の受取（手数料を納付いただく場合があります。）



約1週間後…

- ③ 『受付カード』および申請時に押印した印鑑を持参してください。
 - ④ 免税軽油使用者証および免税証の受取
- ※ なお、お受け取りの際には、受領印の押印が必要です。また、申請書等に不備があれば訂正・押印をお願いします。

(2) 郵送により申請を行う場合

- ① 免税軽油使用者証および免税証の申請（郵送）
- ② 『受付カード』の送付（申請書の訂正が必要な場合は、訂正箇所をお示しし、受付カードと一緒に送付します。）



約1週間後…

- ③ 『受付カード』、申請書の訂正が必要な場合は、上記②で返送した申請書、および申請時に押印した印鑑を持参してください。
 - ④ 免税軽油使用者証および免税証の受取
- ※ 受領印の押印をお願いします。（手数料を納付いただく場合があります。）

(注意！)

申請を郵送により行われる場合、返信用封筒に84円分の切手を貼付の上、同封してください。また、免税軽油使用者証および返納する免税証につきましては、原本は同封せずコピーを同封してください。なお、原本については受取時に受付カードと一緒にご持参ください。

免税軽油の使用者のみなさまには、多大なご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。